

第2回 鳥取市同和対策審議会 会議録

1. 日時 : 平成22年1月29日(金) 午後1時30分～15時10分
2. 場所 : 鳥取市役所4階第3会議室
3. 出席者
会 長 : 池原範雄
副会長 : 池本道子
委 員 : 一盛真委員、坂根政代委員、林田廸子委員、高橋淳委員、池沢知一委員、
松井満洲男委員、森田孝明委員、浅井隆夫委員、徳本秀雄委員、
今度珠美委員、加賀田さゆり委員、田中佳代子委員
(欠席委員: 薛幸夫委員)
事務局 : 人権政策監、人権推進課長、人権推進課長補佐、人権推進課主査、
人権推進課係長、人権推進課主幹、人権推進課主任
4. 会議事項
 - ・開会
 - ・あいさつ
 - ・審議
議題「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」の見直しについて

《あいさつ》

・事務局

ただいまより2回目の審議会を始めさせていただきます。本日の欠席ですが、在日本大韓国民団鳥取県地方本部の薛幸夫さんの1名ということで、その他の委員さんはお揃いですので始めさせていただきます。最初に会長さんにご挨拶をお願いします。

・会長

どなたもこんにちは。このところ三寒四温といますけども、暖かくなったと思えば、また寒くなります。こんな中お集りいただきましてありがとうございます。

さて、この審議会は、昨年11月12日に鳥取市長から諮問された「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」の見直しについて審議するという事になっております。したがって審議に入る前に、審議を円滑に進めるために、次の点について確認をさせていただきたいと思っております。

まず一つは、審議会への諮問は条例の見直しについて審議会の意見を求めるものであるということです。このため審議会での審議内容は、条例の見直しということになるということです。

二つ目、条例の本来の目的である部落差別の解決に向けた審議をすべきではないかとい

う意見が出されておるようでございますが、これは特別対策から一般対策へ移行する第4次同和対策総合計画の折に論議されておりました、議事録が残っておりますけども、本日はそういうことではなくて、スタートラインを次のように考えております。ポイントは条例の名称と同和対策総合計画の策定、同和対策審議会の名称についてということになるかと思えます。出された意見は審議会として取りまとめるようにしたいと思っております。

なお次回は条例改正案として事務局より提案していただいて審議を深めていくというふうに考えております。

以上あらかじめ方向づけをさせていただきましたが、もしご異論あればあとで出していただければと思えます。

・H 委員

この前の会の時に、廃止があるのかなのかという議論がありまして、たしか事務局の方から、審議会の審議の次第によっては廃止もありうるのではないかということだったと思うのですが、いま会長が言われたのは、もうそれは無いという確認ですか？

・会長

いや、無いというわけではなくて、そういうことも審議の内容に入れていきたいと思っておりますけども、事務局と詰めておりますので、その辺も含めまして事務局の方でお願いいたします。資料の説明も合わせてお願いします。

・事務局

その前に、第1回では、委員のみなさんにそれぞれの立場から貴重な意見をいただきありがとうございました。また、第2回の開会に先立って書面でもご意見を提出していただきました。ありがとうございます。第1回、それから提出していただいたご意見につきましては、まとめたものを事前にお配りさせていただきました。本日はそういったご意見等をもとに審議をお願いしたいと思っております。

資料等の説明にきましてはあとで課長補佐の方からいたしますけども、前回説明不足だった部分を説明させていただきたいと思えます。第4次鳥取市同和対策総合計画についてですが、これは平成18年度から19年度の初めにかけて、同和対策審議会を6回にわたって慎重審議をしていただいて、答申をいただき、それをもとにパブリックコメントをかけて策定をしたものでございます。それに基づいて、「特別対策から一般対策へ」という鳥取市の方針が定まっておるということでございます。

それから諮問書の中に、第9次総合計画及び実施計画と書いておりますけども、第9次総合計画については、柱となる基本計画の部分ともう少し細かい事業ごとに実施計画が策定されるということになっております。そして実施計画では、具体的な事業がそれぞれシートごとにつくられて、毎年進捗状況を確認しながら進めていく形になると考えております。以上、補足説明をさせていただきました。

・事務局

それでは資料の説明とあわせて、先ほどの課長の説明と重複する部分もありますが、前

回のおさらいも兼ねまして資料の説明をさせていただきます。

まず、前回の審議会では、条例の見直しについてということで、市長の方から審議会に諮問をさせていただきました。その際、見直しを必要と考える理由としましては、2点あげております。

1点目としまして、今後の同和行政は、第9次鳥取市総合計画及び実施計画に基づいて推進することが適切であると考え、同和問題の解決を中心とした現在の同和対策総合計画の策定、あるいは計画の審議機関である同和対策審議会の設置の根拠ともなっている現条例を見直しすることが必要であること。

それから2点目につきましては、近年の人権をめぐる状況も変化してきており、より幅広い人権課題に対応する条例とすることが必要であること。この2点の理由について、説明させていただきました。

そこで、本日2回目の審議会につきましては、見直しのポイントということで再度説明させていただきますと、同和対策総合計画の策定を義務付けている条項(4条2項)の見直しについて、そして計画の審議機関である同和対策審議会の設置条項(7条)の見直しについて、さらに幅広い人権課題に対応する条例に見直しするため、条例の名称を含め、内容について見直すこと。これらについて審議をお願いしたいと考えています。先ほど、H委員からご意見がありましたが、今回は全部改正をして新たな人権条例をつくる場合に廃止もありうるという説明をさせていただいています。現在の条例を基本に見直しを行いたいと考えています。

また、本日の審議を円滑に進めるため、事前に資料を送付させていただきました。

資料.1 条例の見直しについての意見。これは、各委員からの意見を取りまとめたものでございます。全体的なもの、各条文に関するものなどさまざまなご意見を寄せていただきました。様式の右側に、事務局の考え方として基本的な事柄について、記載させていただいていますが、その他は空欄となっていますので、審議していただいて審議会の意見をまとめていただけたらと考えています。

資料.2 人権条例の比較。前回の審議会で、他市の人権条例を参考資料として提示させていただきました。今回、審議の参考とするため、鳥取市、そして大阪市から下段の鳥取県の条例について、名称、目的、市民の表示、規定する計画の名称、審議会等の名称について比較できるよう一覧としてまとめたものです。

資料.3 鳥取市人権施策基本方針(H19.10)さまざまな人権問題への取り組みについて。

資料.4 第4次鳥取市同和対策総合計画の取り組みについて。現在の本市の取組状況等について取りまとめたものでございます。

それから、資料1の追加資料でNO35に1項目追加しております。さらに、資料1の6ページNO26の意見理由で、「主語が市民については検討中。後半、カットしたほうがよいと思います。」は、別の意見ですので、分けて修正いたします。

・H委員

廃止ということについては、最終的には全部改正の結果として以前のものが無くなるということもあるということでしたか。それでわかりました。私も廃止だけであとに何も無しにしようという意見ではもちろんありません。ただ、もめていたのは同和対策・同和教育といいますか、そういう特別な行政なり教育を進めていくという姿勢が市の方も変えていきたい。それについて審議会で審議した。そういう確認をしてきたわけです。変わっても、それを通して従来の同和教育・同和対策につながるものを進めていこうという思いがあちこちにあるので、そうではなくて、あくまでも人権尊重のまちづくりの一つとして、同和問題もあれば、障害者の問題もあるという意味ですよね。間違っていますか。

・F委員

もう協議に入られたんですか？

・会長

いいえ

・F委員

まずその前に、今の発言は協議の内容かと思いましたが、協議に入られたのか確認させてもらったのですが、協議に入る前に一つ質問させてください。

まず会長さんが最初におっしゃった「確認」のことですが、私は少し横暴すぎると思っております。なぜかと申しますと、一つは条例の見直しということが審議事項ですが、あくまでも現段階はこの会は同和対策審議会ですよね。とすれば見直すために必要な、例えば実態はどうで、今どんな課題が残っているのか、ただ見直した場合においても、それはこういう方向でやっていけるという風に思っているということを含めて、そういう意見を聞いたりすることは大事なことだと思いますね。なのに、「二つ目の確認事項は審議することではありませんから。」と言われたら、さも「意見を言うてはいけませんよ。」という風に聞こえますから、そういった意味では横暴だなと思いました。その点は「必要な事項はしっかり意見を言い合う場所なんだ。」ということの確認をしたいと思いましたが、その旨をひとつお願いしたいと思います。

・会長

大変言葉が過ぎました。

・C委員

関連してちょっと。Fさんの意見と同じですけどね。ここはいわゆる同和対策を審議する会ですよね。それで、今までずっと議論が重ねられてきて、今日は新しい見直しのスタートラインに立ってほしいということですけども、見直しのポイントは、「差別」から「人権」という概念が変わってきていますね。私は「差別」と「人権」というのは同義語ではないと思っております。ですから、まず見直しをするのなら、今の差別が本当に無くなっているのかどうかということをしかりと検証したうえで、皆さんの意見が「やはり無くなっている。」ということであれば、次に進んでいけばいいと思う。私は、差別はなくなっていないと思うんですよ。

事務局の資料にもありましたけど、確かに道路とか下水道とか、そういうハードの生活環境はかなり一般地区よりむしろ比率からいえば進んでいるという状況はありますけども、しかし、いわゆる生活保護の受給率とか、あるいは大学の進学率とか、あるいは年間の収入の状況であるとか就労の状況であるとかね、そういうものはまだ一般よりかなり格差がありますよね。これはやっぱり差別の後遺症。ですから、そこらへんをしっかりと議論すべきだと思う。そして「差別はないんだ。」ということにたてれば、人権というものに進んでいくべきだと私は思います。

それからもう一つね、私は各委員のみなさんの自由な意見を封じるつもりはない。ですけども、この間の審議会の最後に K 委員が言われたことについては、K 委員にも考えてみてほしいと思います。それはちょっと長くなると思いますけども、誤解がないように言うておかないといけんと思いますから。私は、3年ほど前は人権推進課で企業啓発の仕事をやっていましたので、なおさらそういう意味でも、私の所見を申し述べておきたいと思います。先日、K さんは、いわゆる、ようするに・・・一般から見れば非常に優遇されてきたと。で、その既得権に未だにしがみついて離そうとしない。で、そういうことをするから、一般から受け入れられないのだと。あるいは集団で圧力をかけると。もっと被害者が差別の問題について考えて、自立していくべきだと話されました。私は本末転倒だと思います。部落差別というのは、政治や社会の人々によってつくられた差別なのです。だから社会問題と位置づける。差別の問題というのは、被害者があるから、差別する加害者があるのではなく、差別する加害者があるから、被害に苦しむ人たちがいるということですからね。ですからあの「自覚をせい、考え」というのは、まず差別をする側が自覚したり、考えたりせねばいけんことだと私は思うんですよ。

それから、集団で圧力をかけたと言われますけどね、私は集団でというのは差別する側だと思います。被害者はマイノリティーですからね。ですから例えば、被差別部落は全国6000部落300万人と言われてきた。今多少変動はあるかもしれませんが、大筋は変わらない。そうすると、1億2000万の国民が、300万という少数の人たちを寄ってたかって差別している。わかりやすく言うと、学校の40人学級で1人の生徒がみんなに寄ってたかっていじめを受けているという構図だと思うんですよ。ですから、集団で圧力をかけているのは差別する側ではないですか。

私は部落問題、人権問題の全体像を把握する、要するに高いところから鳥の目を見て全体像を把握することと、それから、虫けらのように大きな力によって踏みつぶされてきた虫の目というこの複眼で見てほしいと思う。そして、優遇されてきたといわれましたけど、部落の人々はそういう謂われない差別によって、心理的にも、経済的にも、あるいは社会的な関係においても、結婚差別なんか典型ですけども、そういう差別を受けてきた。差別によって奪われ失ってきたものは、計り知れないものがあると思いますよ。私たちはまず考えなければいけないのは、かけがえのない人生を踏みにじってきた、本当に取り返しのつかない大きな過ちを犯してきたことです。とても銭金では償いきれないような、罪深い

過去があるのですよ。そして、現在もあるのですよ。まだ解決していないと思います。ですから、そういう視点はやっぱり、しっかり学習してほしいのです。

Kさんも障害者の福祉協議会のリーダーだから、誤解のないように聞いてほしいですけども、私、今の障害者の自立支援法は、障害者の切り捨て法だと思うんです。ですから今、民主党政権になって自立支援法の見直しをされるようだが、一日も早く見直してほしいと思う。私たちも障害者の問題についていろいろ研究部会を作って学習もしており、障害者差別もなくしていかないといけないと思う。ですけども、Kさんの論法でいくと、障害のある人々に、「それは我々の責任じゃないからあなたたちも人を頼らずにもっと自立しなさい」と言うことと同じことじゃないですか。どう思われますか？

・会長

審議に入りたいと思いますので簡単をお願いします。

・C委員

そのことをちょっとね、言っておきます。

・会長

ありがとうございます。非常に大事な点を指摘していただきました。

おっしゃるように、人権と差別は同義語ではございませんね。

それではこれから審議に入らせていただきたいと思いますが、先に言いましたようなポイントに沿って、進行させてもらってよろしいでしょうか。

・F委員

審議に入るという過程で、ぜひ考えてもらいたいことがあります。前回の審議会で悶々としたものを持って帰りました。Cさんがおっしゃったのは、部落問題とは何か、現象面をみたら、運動的には部落解放を目指しながらもえせ同和行為に走る者も中にはいたり、自分の利害があることには参加するが、ないことには参加しないとか、様々な現象面があると思いますが、しかし、その現象がなぜ起きているのかをしっかりと見ようというのがさっきの提案だったと思います。もう一度部落問題って何？それは逆にいえば障がい者問題って何、女性差別問題って何？ということをしっかり確立をするということを投げかけられた。そして様々な差別の問題は被差別責任論に陥ってはいけないということをCさんはおっしゃったのではないかと私は受け止めました。

そういった意味で、今回の見直しということについて、条項ごとにだしていただきたいということに何か違和感がありました。見直しが反対という意味の違和感ではなく、一つは、説明にあった、「これから同和行政は第9次総合計画の中でやります」ということですが、これは手法の問題だと思います。どのようにしていくのかというやり方を示したということです。

そのことから改めて私は、同和行政とはそもそも何なのか、ということを考え始めました。手法だけが同和行政ではないですよ。今ある部落差別を解消していくための行政が同和行政ではないか。という風に考えたら、条例とやり方は、関係はするが別問題と言う

事を整理したのと、二つ目の提案として、「あらゆる人権課題を網羅するものに」といわれたが、では「人権」とは何かということ。「個別の課題」とどう関連しているのかということ整理しないと、この条項を見直す、または、この言葉を見直すという議論だけでいいのかと。そこをしっかりとやらないと、理念がないと政策もきちっとしたものにならず、そして政策がきちっとしたものにならないと計画も実行も目的に沿ったものにならないのと同じように、もういちど「人権」と「個別の課題」がどう結びついているのか、関連しているのか、そこを整理して、どういう条例が必要なのかということを考えていかなければならないのではないかと思います。

そこを整理する意味で、今回審議委員に鳥取大学の社会学の A 委員に入っていていただくので、良かった。先生に意見を聞きながら、一回整理した状況で、どのような条例が必要なのかという議論をしたほうがすっきりしていくのではないかと思います。そこが出发点ではないかという気がして。そこをもう 1 回整理するべきではないかと思います。審議委員というのは、誰でもここで好きなことを言っているのではなくて、ここで出た意見は私たちにも責任がありますので、そのへんをもう一度審議に入る段階で大事なことだと思うので提案させていただきました。

・ I 委員

同感です。

・ 会長

他の委員さん、今の御意見にお考えがございましたらご発言をお願いしたい。

・ H 委員

事務局に質問しますけれども。同じような結果をたどって結局廃止になった県条例の場合がある。県条例は弁護士さんの批判があつてなくなったのはごく最近です。それほど時間をかけて、見直しの会も毎月十何回やっているようです。それから、私は初めて聞いたのですが、国連のバリ宣言、人権に関する法律、条例を作るときにはバリ宣言の定義で必要な条件をつけている。人権といいながら人権侵害する法律を作る国がたくさんあるので、法律に詳しくないので、まず審議委員のメンバーの中にもっと専門的な方がおられると、条例ができたなら、条例を守ってくれるだけではない。できたら、市民の皆さんに大変な義務なり、責務なり自由の束縛なりしていくので、きちっとしていないといけないと思います。

この条例をほとんどの人が知っておられない。同推協の会長にこの条例を知っていたかたずねるとほとんどの方が知っておられない。そういう状態の条例を基本にしていろいろ決められている。鳥取の取り組みはそれなりの成果はあるでしょうが、ここで改めてここでチャンスができたので、もったいないと思うんですよ。実態を知ってほしいと思う。実態を知らない。C さんが言っておられた、教室で 1 人の地区出身の子どもをみんなでいじめるなんてことはありえません。私は元教員ですが。見たことも感じたことも聞いたこともない。

・B 委員

わかりやすくするために言われたこと。

・C 委員

差別の構造はこういうものですよということを例えでした話です。学校でそんなことがあったということと言ったのではない。

・H 委員

実態をある程度知って、共通理解して進めて行く方がいいと思います。専門的なことが関わるので、先生がおられるが、弁護士さんを1人入れていただくといいと思う。

・G 委員

入る前に、という話がでていますが、既に意見はでていっているので、どのような意見が出ているか検討しなければ、本論に入ってそこでしっかり意見交換しましょう。入る前から、同和教育とは何ぞや、人権とは何ぞやと言っても、今、現実にどういう事があったか踏まえながら、見直していかなければならない。議論に早く入りましょう。

・C 委員

人の人生に関わることを我々は審議するわけだから、責任は重いです。それを自覚したうえで十分な学習をして結論を出さなければいけないと思います。責任重大です。十分な学習をしたうえで結論を出さないといけないと思う。我々は、重大な責任を担っています。もう少し慎重にいろいろ考えてみる必要があるのではないかということです。前段の議論が必要でないかと思います。

・G 委員

今おっしゃるように考えるとしたら、「部落差別をはじめとするあらゆる差別を・・・」これは横並びの考え方「部落差別をはじめ、あらゆる差別・・・」という表現でなしに、同和教育は何のためにするかと言ったら、部落解放ですから、解放がなかったら同和教育にならない。究極は部落を解放することです、私は長い間、35年間やっております。今は児童館の運営委員長もしており、隣保館の館長も6年間させていただき勉強してきた中で、「部落差別を基本として」、とか、元にしてとか、あらゆる差別を検討すべきでないか。木の根っこは部落差別でないといけない。これを追求しないと、まだ解放になってないではないか。インターネットの人権侵害などどんどん悪くなっている。日本はよその国にはない部落差別をしている。私は部落差別が解決するまで取り組んでいきます。

・F 委員

G 委員の意見には賛成です。ただ、市の説明理由はあらゆる人権課題に対応する条例の見直しです。「人権」ということと、「差別をなくす」というところをどう整理していくのかということが示されないまま、ここを直そう、あそこを直そうと言ってもいけないのではないか。考え方を一回整理した方がよいのではないかと思ったのと、私も始め、G 委員さんのようにこれはこれで残せばいいと考えました。人権条例をしっかりと作って、それぞれ個別の、例えば男女参画推進条例があるように、子どもの人権を守る条例、障がい者差

別をなくする条例、様々な問題の条例を作ったらいいのに何で、これを見直して全てに対応できるようにしなければならないのかと、もやもやしています。

市の考え方としてこうあるべきだということがあり、そして、今回はこうやってほしいということをきちんと整理しないと、文言を直すだけに終わってしまうということでもやもやしていたものですから。

・会長

鳥取市長が諮問したのはどういう点ですか。今のままでは我々の認識にばらつきがあります。同じ状況に立てていない。共通な認識を持たなければ前向きに進まないと思います。大変な時間を要すこととなります。

・M 委員

先回欠席し、話をうかがっていないで、資料を読んだだけでの発言は気が引けますが、Hさんが言われた県の人権尊重のまちづくり条例の会に6年間出させていただきました。それぞれの部門に分けて慎重に議論していきました。結局弁護士会の協力がなくなった廃案になり、非常に残念でした。何のための6年だったのかと思いました。その時の話の中で、同和問題もある程度は住環境・教育水準も一般に近づいてきたが、結婚問題が残っていると聞きました。県の会でも聞きました。全国的に世界的に障がい者に対する人権だとか、病気の問題だとか。私はハンセン病専門委員みたいな形でこの席におりますが、ハンセン病の問題も国が敗訴して13年になりますが、でも国立の療養施設の納骨堂の中に眠っておられる亡くなられた方の遺骨は数えるほどしか郷里に帰ってない。岡山の愛生園だけでも約140数体の遺骨がありますが、数えるほどしか帰っていません。ここ2、3年の間に亡くなられた方は帰っていますが、それより前に亡くなられた方は帰っていないのが実情です。

同和問題に関しても、私の親族にも部落の方と縁を結んだ方が3組あります。その親族の葬儀の時、被差別部落から嫁いだお嫁さんの両親はお見えにならないのです。それはなぜ来られないのかと聞くと、遠慮しておられるとのことだが、親族一同が会う時だから、なぜ来られないのか、それが我々の社会にとけこむ一つの方法じゃないのと私は言ったことがあります。

私の考え方からいうと、被差別部落の方も、一日も早く解放の努力の一面として、子供が縁を結んだからには、それなりの親戚づきあいをしていかなくは本当の意味の部落解放にはつながっていかないのではないかと思います。

・F 委員

今の意見は、一面は当たっているが、一面は浅読みでないかと思います。何かというと、そこに踏みこんでいけないものもあるということです。被差別者が置かれてきた心理状況で言うと、そこに顔を出したら、嫁いだ娘が差別を受けはしないだろうかという社会意識が知らず知らずの内に被差別者に「差別のこわさ」をしらしめ、抑圧されてもそのことを言い出せず、押さえ込むことを当たり前させている部分もある。全てのケースと言うわ

けではないですが、努力すべきことは、努力しないといけないということも一面です。差別の現実を見る時には両側面でもとらえていくことは大切だと思います。

・C 委員

差別の現実とは。一つは心理的差別の現実。被差別の人たちには、私たちが想像できないような、深刻な差別の現実があるという事を想像力を働かせて考えなければいけないと思います。もうひとつは加差別の現実。我々差別をする側がよく知っていると思う。謙虚に差別する側の現実、実体的加差別の現実を、我々が向き合ってみる必要があるのではないか。我々は差別をしていないと一般的に軽く言うが、本当にそうなのか、自分を含め、自分の周囲を含め本当に部落差別はなくなったのか。そんな生やさしい実態ではないと思います。普段は差別をしていないと思っている、何か自分に直面してことが起こったら必ず出てくるのです。あるいは葛藤があると思います。

・会長

第4次同和対策総合計画で、基本認識ということが書いてあると思います。事務局の今までの進め方、考え方とかい離していますので、どのように調整しましょうか。事務局としての意見を。

・M 委員

結局今の問題は、部落の解放を主眼において、その下にあらゆる差別、病気とか、障がい者差別とか、インターネットでの人権侵害も広がっていますし、そういうものを含めようという形で、この条例を作ろうとされているのか。県が8年前に進めたように、それぞれの部門を同等に扱った人権問題として県民に勉強してもらおう、学習してもらおう、いい社会づくりをしていこうという考え方から始まっているのか。私は知りたいです。

・G 委員

先ほども言いましたが、同和問題と言うのは根っこだと、別々のものではない。枝が出ている。いろんな差別がある。障がい者の問題、女性差別いろいろな問題がある。人権の木という大きな木がある。根っこがあり、それは思いやりとか、支えあいとか、あらゆる立場にたって考えていくことが大切です。それぞれの問題はバラバラではない。根っこにしっかりしたものがないと、横並びでもないし、縦ではないしそういったものだと思います。

・会長

第4次同和対策総合計画があるので、これを踏まえていかないと、一からまた論じ合うのは、何時間あっても議論が進まない。

・D 委員

まず、諮問されている理由。どうして見直しを必要としているかという2点で。我々は文書できちっと諮問を受けているわけです。それと、先ほど出ていた理由の中に、差別という条例であった。条例は簡単に作れない。一つの憲法と思ってもいいと思うほど。やたらと変えるのは相当な理由がなければ変えられないのが条例だと思っている。差別に対す

る条例であったものが、人権というものと、条例上イコールという考え方で、字句だけをいじくってと言う風にとれるわけですが、もう一度、必要と考える理由を、みんなが共通の認識を持って議論しないとイケない。その中には、現在ある条例が、どのような目的で、どのようにその目的を果たしてきているのか。あるいは、もっともっと条例を活かそうと思えば、どのあたりが不足するのかということも議論して初めて、「部落問題をはじめ・・・」というのではこれから、部落解放なり、当初の目的を達成するためにどこが不足しているのかということも議論しないとイケない。諮問していないような話にそれていないだろうか。

・会長

どんなことに対して意見が求められているのか、もう一度事務局から。

・事務局

お願いをしておりますのは、現在の条例が、これから鳥取市が進めていこうとしている、人権行政、差別をなくして明るい人権尊重都市を作って行きましょうということですが、その中で、第4次の同和対策総合計画を策定して、一般対策になってということですので、この条例の総合計画という文言をどうしていくのか。これについては第9次の総合計画・実施計画でやっていきたい。

また、審議会についても、今現在は、あらゆる人権課題を審議できる内容になっているが、名称等をどのようにしていくかということです。基本的には、全ての差別をなくしましょうという内容になっているわけですが、最低限、そういった鳥取市がやっていこうとしている部分にそぐわない部分ができているので、そこをどのように見直していくのか諮問しています。

・事務局

基本的には、第4次鳥取市同和対策総合計画の中で、まずは同和行政の今後のあり方について、この計画の中ではっきりと位置付けて、今後はさまざまな人権課題の解決を目指して、総合的な施策で推進していくということをきちとうたっているわけです。第4次でね。そうした中で、今回諮問させていただいた条例の見直しという考え方は、やはり、あらゆる人権課題の解決のために取り組んでいくという位置づけをしていきたい。現在の条例は、もともと同和対策審議会条例があって、あらゆる差別をなくする条例に変わっているわけです。もともとのスタートラインは、同和対策審議会条例です。それを平成6年にあらゆる差別をなくする条例ということでさまざまな問題を含めた考え方の中で、同和問題を中心に人権施策を推進する。ハードの問題、就職の問題などこと細かく、きちっと位置付けた条例を作った。それに基づいた内容にして総合計画も作ってきた。というのが現在までの考え方です。だけど今後は、特別対策から一般対策へ移行して、さきほどM委員さんがおっしゃられたけど、中心になるのか、枝葉で伸びていくのか、あるいは同列に考えていくのかとおっしゃられたので、鳥取市の諮問の仕方としては、今後は同じような立場で、並列で、すべてに使えるような形で、差別をなくするというのではなく、人権

施策を推進するための方針立てとしての条例にしていききたい、そういう意味での諮問をさせていただきますということですか。

・G 委員

最初から、そう言ってもらえたらよかったのに。

・事務局

そういう理念的な条例にしていききたいということ。ただ、差別がなくなったというような認識は持っていません。差別があるからこそ、人権施策によってなくしていこう、人権が尊重される町にしていききたいというような条例に作り変えていききたい。だから決して、同和問題を否定しているわけではないし、やめようといっているわけではありません。手続き上のやり方として、廃止して新規になるということであって、人権条例そのものについては、鳥取市はつくる計画ですからね。ただ、これをベースにするのか、まったく新しいことでやっていくのか、その辺は審議会委員の皆さんで、意見をだしていただいて、鳥取市が進めるべき人権条例の方向をお願いしたいという意味での諮問です。

・I 委員

前回の話し合いの時に、条例を変えるかあるいは見直すかという話の時に、わたしは、部落差別を大前提としたうえでの議論をお願いしたいということを発表させていただいた。だから、現在ある条例をまったくひっくり返して変えてしまうのか、現在の条例を基本として肉を付けていきながら、社会のもろもろの差別の課題をここに盛り込むのかということになってくるのではないかなと、わたしは受け止めていたんです。だから、皆さんの議論というのは大切な議論だったんですよ。審議の前の議論は大切だったと思います。出された思いをこの条例に積み重ねた改正をしていくことか必要だと思います。私としては、部落差別は日本固有の差別ですので、これだけは絶対に大前提においていただきたいということを提案させていただきたい。

・会長

ありがとうございました。

・D 委員

総合計画は何を根拠に作ったのですか。条例からでしょ。であるのなら、総合計画で言っているからというのは筋がおかしいのではないかな。根拠法は条例ですから。それによって総合計画をつくっているのでしょ。

・C 委員

極端な言い方ですけど、大阪城みたいに外堀を埋められて、一番元になる条例が、既成事実になって条例が合わなくなって、既成事実になって条例を合わそうという、そういう進み方が逆転していると思う。それで我々は違和感を感じている。

・F 委員

今の事務局の提言を受けてということで、思いましたのは、くどいかもかもしれませんが、人権とは何か、差別とは何かということについてもう一度整理する必要がある。なぜかと

いうと、部落差別というのは、被差別部落に生まれたということをもってその人の人権が侵害されていること、本来ですと人権って働く権利とか学ぶ権利とかさまざまなものが憲法にも定められた権利ですよ。人権行政というのは、これらをすべての市民にきちんと保障するのが人権行政ですよ。じゃあ差別の問題がどう絡んでいるかという、例えば障害があるがゆえに、その予断や偏見をもってさまざまな権利が保障されていないから、障害者差別がおきているわけですよ。というふうに考えた場合、しっかりと整理して、こう考えるということをもたないと、どんな条例が望まれるのか、ただ単に、新たに人権条例をつくってもいいですしこれを見直してもいいですしではなくて、考え方をきちんとしたものを持ってのぞまないとあやふやになりそうな気がして、その辺をしっかりとやりたいと改めて思ったわけです。だから、横並びだとか、枝派だとか言うことではなく、その考え方をきちんとすれば、同和行政はどうあるべきか、障害者差別をなくする行政はどうあるべきか、男女共同参画の行政はどうあるべきか、こういうことが見えてくるのではないか。だからこそそれをやるためにも、さまざまな分野のものが必要だよということが出てくると思うのですが。A委員その辺を少し整理していただいただけませんか。

・A委員

鳥取の「人権」か「同和」かという議論は、他の地域の人たちからすると少しびっくりするんですよ。でもそれがおかしいということではなく、歴史的な経過の中でそういう問題になっているわけです。運動の中、政策の中で「同和」の意味合いとか、「人権」の意味合いがそうなっている。抽象的、一般的に言われている概念と鳥取県はずれている。そこを良く整理しないと、研修でもよく「人権」と「同和」をめぐって議論が始まって非常に不毛な議論がおきます。

差別というのは現象、実態の存在から問題が整理されて、問題に対して何とかしようという概念です。「人権」というのはフランス革命の頃から現実を動かす理念となり社会契約説にもとづき個人と国家の関係性を理解する上での重要な概念です。個人には「人権」が存在するという形で出てきた非常に抽象性の高い概念です。

行政が存在していく上では、あらゆる問題を条例にするわけにはいかないので、非常に抽象性の高い、普遍性のある「人権」という言葉を使わざるを得ないと思います。歴史学、社会学の領域からすると、この「人権」という言葉も歴史的な概念で、今フランスでは論争になっています。フランス・イデオロギーだとかヨーロッパ・イデオロギーとして疑問視されている。特に普遍性ということが疑問視されている。ただしそれを行政に持ち込んだら行政は崩壊します。ですからひとまず人権が普遍的であることを前提に考えていくべきでしょう。ただし「人権」をただ普遍的と言っているだけではだめで、日本国憲法に則した、ひも解くと憲法の中にも部落差別の問題を意識した部分を意識的に入れたわけですね。鳥取の場合も、鳥取の状況に則して、ただし上位法との関係の中で、整合性があるような改正をどう考えていくのかという事が大事です。「人権」とはなにか、差別とはなにかといったら社会学でも法学でも政治学でも歴史学でもそれぞれ議論が相次ぎます。

さらに横並びというのも気になっているんです。差別は複合性があるって構造的であり、連鎖するんです。何かこの差別がわかったら全部わかるようなそんな簡単なものではないです。差別理論はそこのところで葛藤しているんです。

鳥取県が「人権」の理論として依拠している U さんの議論があります。U さんは解放研究所に関わられている法学を軸に問題を立てている方ですが、解放研究所の関係者の中にも違う議論をしている人がたくさんいるんです。もっと多様な「人権」のとらえ方、もう少し視野を広げながら勉強する必要があるって、今鳥取県の場合で言うと普遍的視点と個別の問題の関係、普遍的な概念がよくわからなくなっている。

多様な意見を参考にしながら、鳥取県の依拠している議論を血肉化していかなくてははいけない。

「人権」というものを基軸にしながら、鳥取の現状に即して、どういう問題があるか。人権条例の確立に向けて、必要に応じて「同和」問題、「障がい者」問題を、この地域の実情に即して整理していく必要があります。

・会長

第4次総合計画の審議会の時に、今日みたいな内容はかなり論議されているようです。何か残っていると思いますので調べてみてもらえませんか。新しいものを作っていくというものではないので、そういうのを踏まえながら議論していかんとかなかなかまとまりません。

皆さんの共通理解にしておかないと。

・D 委員

もうひとつ。今の第4次総合計画もいいですが、人権施策基本方針を策定した時に、いろいろな話が出ていて、同和対策審議会があったり、総合計画があります、あるいは男女参画についてはこのような計画がありますと、いろいろな話がでていました。そればかりに気が取られて、本当に白紙の状態での鳥取市の基本方針ができたのか。むしろ基本方針にそぐわないところがあるならば、今度の見直しの時に、見直しをしてもらうなり、そちらの方からの寄せ集めでは何もならない。白紙の状態で議論をしようとしたつもりですので。最終的にできあがったものは部落問題については相当削除されました。何はともあれ人権施策全般について、あの中にこの条例も踏まえながら策定してあるはずですので、そのへんも議論の対象にしてほしいと思います。

・会長

事務局にわかりやすい資料をお願いしたい。そのほか何かありませんか。今日は議論が非常に広がっていますので。

・G 委員

第5次は同和対策総合計画ではなくて、人権対策総合計画・・・今 移行期でしょ。

・D 委員

これから議論する内容です。

・事務局

いま A 委員さんから貴重な御意見をいただいたので、F 委員さんがおっしゃっている論議に対して、今後、市の進め方で、差別という問題と人権という問題を区分けしたような条例をつくるのか。審議会の中でそのことを論議されるのか。今、鳥取市の条例は言葉としてはあらゆる差別をなくする表題になっていますが、内容的にはむしろ人権施策を推進する内容となっている条例となっています。両方を加味したような形のもが現在できあがっているので、今 F 委員さんからそのへんをきっちりと仕分けしたうえで、明確にしないと今後も条例の論議に入れないとおっしゃっている。それに対し、A 委員さんからは、鳥取市の場合においては人権という問題と、同和という問題の過去に関わってきた経過の中で非常に難しい部分があるのではないかと御意見をいただきましたが、市としてはむしろ、諮問の意図としては A 委員さんにおっしゃっていただいたように、「人権」という視点でこの条例を作り上げていきたいという真意だというふうに御理解いただきたい。

・A 委員

基本は「人権」。大きな枠としての政策としては「人権」。ただし対策という問題がある。「同和」問題、障がい者問題など、問題の状況に応じて、対策として新たに条例の下に何か手立てを置く必要があるのかないのか。そういうことがこのあと議論できるようにすればよいのではないですか。一つで全部を整理しようとする、薄まってどこかにいっちゃうんじゃないかという不安感、今までの歴史を否定されるのではないか、でもこの名前だけだとちょっと待てと、私たちはどうなるのという人々が出てくる。今、鳥取市の置かれている状況としては、多様な差別の問題がある。行政ですから人権という事を基本として、諮問に対する答申としてさらに各論が必要かそうでないか出してもいいのではないのでしょうか。ただ、気になっているのは横並びでは困る。構造的な関係をどのように断ち切るかということを入れたところを人権の中に入れておくのがポイントです。

・B 委員

一度、今まで出たことを整理して、次回までに、きちんと、頭を切り替えてやった方がよいのではないのでしょうか。この雰囲気のままやっても効果が薄いように思います。

・会長

今日はいい意見をたくさんいただいたので、もう少しこれを整理して、まとめて、次の検討資料を準備させてもらいましょうか。そうしなければこれ以上進まないような気がします。これを踏まえて、次回の会に臨むというのはどうか。

・G 委員

人権条例の比較の表を出していただいています。東大阪市とかいろいろ。鳥取より大きい町ですけれども、いずれはこのような表題にしていかなければならないのでしょうか。僕は、人権文化という言葉が好きですけれども。人権文化の花が咲かないと差別は無くないし。

・D 委員

いろいろ出たので作戦を立て直して。

・F 委員

直接的に言っていたかないと私は理解できません。今後と言うところで、今日さまざま出た意見のなかで、一つには部落差別は課題が残っているという事は確認できたと思います。もうひとつは、今回の条例の見直しという大きな考え方の中では、様々な人権課題を鳥取市はしっかりやっていきたいと思います。そう言った意味で人権ということ踏まえてそれぞれの人権課題を具体的にしていくための根拠となる条例作りをやりましょうということに行きつたのではないかと思います。そういった意味で、「見直し」意見をだしたのかどうなのかということ踏まえながら、これを持ち帰って、再度検討しなおしてきてというのが一番現実的なやり方かと思えます。そのような方向はどうでしょう。

・会長

上手にまとめていただきました。

・H 委員

部落差別に関しての、今の実情、40年近く努力して、平成17年の実態調査。その時の日本海新聞の記者Nさんが署名入りの記事を書いていました。鳥取市民の人権感覚は50年前と変わっていない。私はショックを受け、Nさんに電話をかけ、会いたいと言ったが会わないと言われた。その時の電話で、何を根拠に書いたのか聞くと、最終的に、えらい先生が書いておられて、それを読んで記事にしたということだった。実は本当のことを書きにくいのだと言われた。したがって、なかなか実情実態が分からないと判断したんです。私は教員を退職して20年になり、当初からかかわっている地域の公民館、隣保館での月1回の会に出かけているが、今言われるようなすごい差別が、依然として残っているということでは、何だったのかと思う。ある程度進歩と言うか、取組の成果もあったのだときちんと確認しないと。今後のやる気に影響します。町内会にも実情、成果も方向性もほとんど知らされていない。ほとんど、こんな差別があった、こんな差別があったということに終始してしまっている。実情についての共通認識を持つべきだという事は私も賛成です。このままではやりにくい。

・N 委員

前回出ていませんが、今日の議論を聞きまして、やはり、実情を専門分野で知っておられることはあるが、よくわかってない部分がある。これから条例を審議していくにあたって基礎的なところで同じラインにみんなが立って話をしないと審議できないのではないかと思います。

・J 委員

考えさせられました。私はメディアの人権侵害にとりくんでいる点で選ばれたのかなと思います。差別というのは複合的なもので、いろんな要素がある。いろいろな部分を含めて差別は存在すると私は考えています。メディアの中の侵害と言ってもいろいろある。差別をなくすることに取り組むというのは重いこと。わたしたち人間は一つの差別を克服し

でも新しい差別を作り出していくと思う。人間の心の、内面の問題であって、表面的になくすことを作り上げることができても、人間は新たな差別を作りあげていきます。それが、様々な形で姿を変えていくのではないかと思います。私はやはり、これから子どもたちに、権利、守らねばいけないことがあることをきちんと教育していくことが大切だと思います。

・K 委員

私は、F さんの話に賛成です。柱となるもの、確固たるものを据えて、その差別にしても、同和問題、障がい者問題は内容的にやはり違う。柱を作って、それに関わる差別をなくしていくことを取り上げていかないといけない。

事務局に聞きたい。過去に当事者から、条例に関連したことで苦情ということはあったのでしょうか。皆無なののでしょうか。

・事務局

インターネット上での部落差別に関わる書き込みがあります。条例の内容に対してはありません。差別に関する相談はあります。

・K 委員

私は障がい者ですが、当事者同士でも、僕らが思う差別に大きな差がある。難しいと思う。確かに当事者自身も差別に一般的な見方、考え方をもちて対処しなければならないと思います。

・副会長

今日は条例の見直しを進めていく意味でもみなさんから大変貴重な審議会であったと思います。皆さんのいろんな意見が出て。

・会長

できるだけみなさんの意向にそった資料の作成を勉強して作り上げていただきたいと思います。今日はここまでと言う事で。

・J 委員

今後何回ぐらいの審議でまとめるのでしょうか。時間の余裕があるのでしょうか。

・事務局

1 回目の資料にもスケジュール的なものを出させていただいていますが、次回 3 回目が 4 月に。7 月に 5 回。まとまらなければまとまるまでです。

本日の会議録を送りますので、それぞれで読み返していただきたい。

質問等あれば事務局に言っていただけたらと思います。

・会長

以上で終了いたします。お疲れさまでした。